

(事 務 連 絡)
令和2年8月5日

介護予防・日常生活支援総合事業

サービス提供事業所 各位
地域包括支援センター 各位
居宅介護支援事業所 各位

大牟田市福祉課介護保険担当課長
吉澤 恵美

本年7月豪雨に係る総合事業における介護報酬の日割り計算について

日頃より本市の介護保険行政の推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

今般の豪雨により、介護サービス事業所が休業し、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントに基づく適切な利用回数のサービス提供ができなかった場合の請求について、多くの問い合わせをいただいているところです。

当該の請求について、下記のとおりお知らせいたします。各事業者におきましては、内容を確認いただき、ご対応をお願いいたします。

なお、この取り扱いは総合事業に限らず、月額包括報酬請求サービスの介護報酬の取扱いであり、本年7月豪雨に限ったものではなく、その他の災害等、事業所の都合による休業についても同様であることを申し添えます。

※7月サービス提供分の国保連への介護報酬締切日については、8月16日(日)まで延長が可能です。延長を希望される場合は、事前に国保連へご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 休業のため計画した利用回数等のサービスが提供できなかった場合

被災等により休業し、利用者に対して適切な利用回数等のサービス提供ができなかった場合には、当該利用者については、月の総日数から休業期間(定期休業日を含む)を差し引いた日数分について請求する。

例) 休業期間7/7(火)～7/12(日)(6日間)

7月	6	7	8	9	10	11	12
曜日	月	火	水	木	金	土	日
休業期間							
サービス提供(予定)日	○				⊖		

(月の総日数) (差し引くべき日数) (日割りとして算定する日数)
31日 - 6日 = 25日

2 休業はしていないが、事業所としてサービスを提供できる体制が整わず、利用者に適切な利用回数のサービスが提供できなかった場合

月の総日数から、「中止となったサービスの提供予定日」から「サービス提供が可能になった前日」までを差し引いた日数分について請求する。

例) サービス提供不能期間 7/7 (火) ~ 7/12 (日) (6日間)

7月	6	7	8	9	10	11	12
曜日	月	火	水	木	金	土	日
サービス提供不能期間		←————→					
サービス提供 (予定) 日	○			⊖			

(月の総日数) (差し引くべき日数) (日割りとして算定する日数)
 31日 - 4日 = 27日

3 休業期間があるが、休業等の影響を受けなかった場合

休業等の影響を受けず適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

例) 休業期間 7/7 (火) ~ 7/12 (日) (6日間)

7月	6	7	8	9	10	11	12
曜日	月	火	水	木	金	土	日
休業期間		←————→					
サービス提供 (予定) 日	○						

4 休業したが、提供日の振替をした場合

休業したが、提供日の振替により、利用者に対して適切な利用回数のサービスが提供できた場合は、日割り計算を行わない。

5 その他

事業所はサービス提供できる体制にあったが、利用者都合によりキャンセルとなった場合は、通常どおり月額請求ができる。

【問い合わせ】

大牟田市保健福祉部福祉課 (介護保険担当)

介護サービス育成担当

TEL 41-2683 FAX 41-2662